

車椅子リフト付きバス「太陽号」利用要領

1. 目的

車椅子リフトバス「太陽号」（以下「太陽号」という。）は、障がい者等が各種の行事を行う場合、その利便を図るために利用できるものである。

2. 利用者の範囲及び人員

- (1) 太陽号を利用する事ができる者は、次のとおりとする。

県内に居住する障がい（児）者及びその介護者（介護者のみの利用は認めない）

- (2) 乗車人員は、36名（車椅子のまま乗車される方がいる場合は37名）を限度とする。

ただし、連続走行が長時間の場合は運転手が2名になるため、定員は35名（車椅子のまま乗車される方がいる場合は36名）を限度とする。

3. 利用方法

- (1) 利用を希望する者は、太陽号利用者確認票を三重県身体障害者総合福祉センターに提出すること。又、利用日の1ヶ月前までに参加者名簿を三重県身体障害者総合福祉センターに提出すること。
- (2) (1)の利用確認後、利用日の1ヶ月前までに太陽号依頼書<行程表>を添えて運行会社に利用申し込みを行うこと。
- (3) (1)の利用確認の受付時間は、平日午前8時30分から午後5時までとする。
- (4) (1)の利用確認の受付開始は、利用月の7ヶ月前からとする。
但し、車椅子利用団体は、利用月の8ヶ月前からとする。
- (5) 行先、宿泊先等の行程についての予約等の事務は、利用者が行うこと。なお、宿泊を伴う場合は、運転手の宿泊の手配も利用者が行うこと。
- (6) 利用の申し込み後の行程変更、キャンセル、確認等は、運行会社へ行うこと。
キャンセルの場合は、運行会社が定めるキャンセル料を負担すること。
- (7) 利用者が負担する経費（利用料・キャンセル料）は、運行会社の請求書により、運行会社に支払うこと。

4. 利用者の協力事項、その他

- (1) 利用者は、太陽号の安全運行に協力すること。
なお、けが等防止の為シートベルトは必ず着用すること。
- (2) 利用者の過失により生じた事故については、利用者の責任で処理すること。
- (3) 車内は禁煙とする。
- (4) ゴミ等は、利用者が責任をもって持ち帰ること。

<運行会社>

株式会社キタモリ 伊賀市古郡546-1 担当：岩脇・森下

TEL0120-190-170 FAX0595-36-9133